

生活保護世帯に「医療証」の発行を求める意見書

現在生活保護の受給者が医療機関を受診する場合は、生活保護法による医療扶助運営要領に基づき、月1回、保護変更申請書（傷病届）に所要事項を記載した上、町村長または福祉事務所長に提出し、町村長または福祉事務所長は、申請に基づき診療依頼書を発行し、受給者はそれを持参し、医療機関を受診することになっている。

しかしながら、現行制度は、医療を必要とする者が事前に診療依頼書の発行を受けなければならないなど煩雑なものとなっており、また、受診の際、診療依頼書の形態が保険証と異なることによる精神的な負担に配慮する必要がある。

よって、国においては、この方式を改め、生活保護世帯に保険証と同様の機能をもつ、より利便性の高い「医療証」を発行できるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議員 西 沢 貴 朗